

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律について

<主な改正点>

●法律の題名の改正

こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。

●目的規定の改正（第1条）

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする

●基本理念の充実（第3条）

「基本理念」において、こどもの貧困の解消に向けた対策として、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと」及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

●こども貧困大綱における指標の追加（第9条第2項）

政府において令和5年4月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

●民間団体の活動支援（第15条）

民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設

<施行日>

本法公布日から3月以内に政令で定める日